

「基本問題小委員会中間とりまとめ」について

- 横浜市のマンション事案を受けて、平成27年11月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、計6回審議。



「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間とりまとめ報告書（平成27年12月25日）



- 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築（平成28年3月4日）

【施工】建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（告示）を策定

- 建設会社が遵守すべき事項として以下を規定

- ・ 元請による施工体制の確認
- ・ 元請による試験ぐいへの立会い
- ・ 施工記録が取得できない場合の代替手段の確保
- ・ ICTの導入による施工確認・報告の合理化 等

※関係建設業団体(5団体)において、告示を受けた自主ルールを策定

【工事監理】工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たって留意すべき点をガイドラインとして策定

- 工事監理者が留意すべき点として以下を規定

- ・ 地盤条件や工事施工者の施工記録の確認方法等を把握
- ・ 工事施工者の確認が適正に行われているか等を確認 等

上記のほか、基礎ぐいに関する設計上の留意点や建築基準法の中間検査における留意点を周知



- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 中間とりまとめ（平成28年6月22日）

⇒ **建設業の構造的課題**について対応策を提示

- ・ 民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

…施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定【7月14日に策定、関係団体に通知】

- ・ 実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

…一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化【10月14日に策定、関係団体に通知】

- ・ 施工体制における監理技術者等の役割の明確化

…元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化【12月19日に監理技術者運用マニュアルを改正し、関係団体に通知】

- ・ 技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

…受験機会の更なる拡大に向けた技術検定制度の見直し【平成29年度より、一部の2級技術検定(学科試験)について年2回実施】

- ・ 大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成

…人と企業が共に成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開

指針の趣旨等

- 民間建設工事の適正な施工を図るためには、請負契約に先立ち、具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、リスク負担について適切に協議を行うことが必要。
 - 施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを民間工事指針としてとりまとめることで、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待。
- ⇒ 7月14日に策定し、同日、関係団体宛に通知を発出。(民間発注者団体3団体、建設業関係団体105団体)

指針の構成

□事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、以下の協議項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

□適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

具体的な協議項目

□事前協議の項目(12項目)

- 地中関係(支持地盤深度/地下水位/地下埋設物/土壤汚染)
- 設計関係(設計図書との調整/設計間の整合)
- 資材関係
- 周辺環境(近隣対応/騒音振動/日照障害等)
- 天災(地震、台風等)
- その他(法定手続き)

<協議項目の例>

■支持地盤深度に関する基本的考え方

適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された。

⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め、10月14日に通知を発出。(建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関宛)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断・対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成28年6月22日）において、建設業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること等が提言された。

⇒ この提言を受け、またこれまでの法令改正等を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図る。

改正の概要

○元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務の明確化

【二―三 監理技術者等の職務】

- 監理技術者等は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区別なく示されているが、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務に大きく二分して整理し、明確化。

(監理技術者等の職務の例)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認などの実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告

○大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者の配置の推奨

【二―三 監理技術者等の職務】

- 大規模な工事現場等については、監理技術者に求める役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を補佐する他の技術者を同建設業者の中から配置することが望ましい旨を明記。

○工場製品における適宜合理的な方法での品質管理の必要を明記

【二―三 監理技術者等の職務】

- 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うことが必要である旨を明記。

○監理技術者等の専任が不要となった期間における他の専任工事への従事に関する緩和

【三(2) 監理技術者等の専任期間】

- 元請の監理技術者等について、工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の監理技術者等として従事することができるように緩和。
- また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができるように緩和。

○これまでの法令改正、発出済みの通知等に伴う見直し